

保 福 第 7 1 9 号
令和 2 年 1 1 月 2 4 日

(公社) 岡山県医師会会長
(一社) 岡山県病院協会会長

岡山県保健福祉部長
(公 印 省 略)

高齢者施設等への重点的な検査の徹底について

このことについて、国から、別紙のとおり事務連絡がありましたので、社会福祉施設の施設長及び管理者に別紙のとおり通知し、入所者又は職員等に発熱等の症状が出た場合は速やかに発熱患者等の診療・検査医療機関を受診させるよう促しております。

については、診療・検査医療機関において、高齢者施設等の入所者及び職員等に対する相談、診療及び検査について、御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、会員への周知につきましてもよろしくお願いいたします。

【添付書類】

- 「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について」（令和 2 年 11 月 19 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか事務連絡）

（※）当該事務連絡において、「高齢者施設等」の「等」に、障害者支援施設等及び児童入所施設等が含まれるとのことです。

- 「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について」（令和 2 年 11 月 24 日付け保福第 719 号、各社会福祉施設等施設長・管理者及び各保健所長あて保健福祉部長通知）

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部
事務局（統括班）担当：井藤、長佐古
TEL：086-226-7960（直通）



事務連絡
令和2年11月19日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

高齢者施設等への重点的な検査の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。こうした中で、医療施設、高齢者施設等でのクラスターが多数発生しています。

このため、これまでも、高齢者施設等の入所者、介護従事者に対する検査の徹底について、都道府県等に要請してまいりましたが、さらにこうした対応を進めるための方針や取組をとりまとめ、別紙のとおり各都道府県衛生主管部（局）等宛に送付されておりますので、貴部（局）におかれては、内容御了知の上、貴管内市町村への周知を行うとともに、衛生主管部（局）と連携し、一層の取組の推進にご協力をお願いいたします。

また、別紙中1.（2）のとおり、自費検査を実施した場合の補助に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用について、管下高齢者施設等に確実に周知いただくようお願いいたします。

なお、別紙の内容については、厚生労働省より別途公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会、公益社団法人日本認知症グループホーム協会に伝達済みであること申し添えます。

【別紙】

「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）」（令和2年11月19日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 19 日

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。こうした中で、医療施設、高齢者施設等でのクラスターが多数発生しています。

このため、これまでも、高齢者施設等の入所者、介護従事者に対する検査の徹底について、都道府県等に要請してまいりましたが、さらにこうした対応を進めるための方針や取組をとりまとめましたので、これを踏まえ、一層の取組を推進していただきますよう、お願いいたします。

記

1. 高齢者施設等での検査の徹底

（1）高齢者施設等の検査の徹底、直ちにに取り組むべき地域の明確化

- ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施すること。当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施すること。
- ② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超えている都道府県においては、①について至急取り組むこと。

(2) 自費検査を実施した場合の補助

保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関するQ & A（第2版）（令和2年7月28日）等において示しているとおおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助の対象になること。

2. 高齢者施設等団体での相談窓口の設置

個別の施設から検査の実施を都道府県等に求めたにもかかわらず、速やかに検査が実施されない場合に、高齢者施設等団体に設置する相談窓口へ情報提供いただき、高齢者施設等団体から情報提供を受けた厚生労働省において必要に応じて都道府県等に善処を求めることとしているので、御了知いただきたい。

(参考)

- ・ 医療機関、高齢者施設等の検査について（再周知）（11月16日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000695267.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針（9月15日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf>
- ・ 医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について（10月16日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683611.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第2版）（11月10日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000693595.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（8月21日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000661726.pdf>

保 福 第 7 1 9 号
令和 2 年 1 1 月 2 4 日

各社会福祉施設等
施設長・管理者 様

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部
岡 山 県 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

高齢者施設等への重点的な検査の徹底について

社会福祉施設等の皆様におかれましては、平素から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底に取り組んでいただいております。深く感謝申し上げます。

このたび、国から、別紙のとおり、高齢者施設等への検査を徹底するよう通知がありましたので、各施設の施設長及び管理者におかれては、次の点を徹底くださるようよろしくお願いします。

記

- 1 毎日、少なくとも1日2回、全ての入所者の体温を測定し、新たな咳嗽や呼吸苦などの症状がないか確認し、記録すること。また、職員についても同様に体調の確認と記録を行うこと。
- 2 管理者は、日ごろから職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。
- 3 入所者又は職員等に発熱等の症状が出た場合は、速やかに発熱患者等の診療・検査医療機関を受診させること。特に、職員等については、発熱等の症状がある場合は出勤させず、速やかに診療・検査医療機関を受診するよう指示すること。なお、診療・検査医療機関は非公表の医療機関もあることから、近隣の診療・検査医療機関を探す場合は、所管の保健所又は県対策本部事務局に照会されたい。
- 4 感染が判明した場合は、その翌日中には濃厚接触者に限ることなく、接触のあった可能性がある入所者及び職員等の全員の検査を実施することとしているので、具体的には保健所の指示に従っていただきたい。
- 5 感染者が発生した施設には、県の感染対策専門家チーム（医師、看護師）を派遣して、感染拡大防止策等の助言をすることができるので、必要な場合は、県対

策本部事務局へ要請されたい。なお、県の判断により要請がなくても派遣する場合がありますのであらかじめ御了承いただきたい。

【添付書類】

○「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について」（令和２年１１月１９日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか事務連絡）

（※）当該事務連絡において、「高齢者施設等」の「等」に、障害者支援施設等及び児童入所施設等が含まれるとのことです。

○県リーフレット「発熱や風邪のときは「かかりつけ医」等にご相談を！」

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部
事務局（統括班）担当：井藤、長佐古
TEL：０８６-２２６-７９６０（直通）